
平成28年度
企業を対象とした反社会的勢力
との関係遮断に関するアンケート
(調査結果)

平成28年12月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成 28 年 7 月に全国の企業 10,000 社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 全国の企業 10,000 社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 平成 28 年 7 月

2 回収結果

調査票の回収数は、3,210 通（回収率 32.1 %）であった。

II 回答企業のプロフィール

表 1 業種（複数回答）

1. 建設業	444 (13.8 %)
2. 製造業	290 (9.0 %)
3. 運輸・通信業	373 (11.6 %)
4. 不動産業	342 (10.7 %)
5. 卸売・小売業（商社を含む）	390 (12.1 %)
6. 銀行業	120 (3.7 %)
7. 証券・保険業	114 (3.6 %)
8. その他金融業	183 (5.7 %)
9. 飲食業	206 (6.4 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	62 (1.9 %)
11. その他サービス業	881 (27.4 %)
12. その他	297 (9.3 %)
13. 無回答	30 (0.9 %)
全体	3,210 (100.0 %)

※ 1 社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は 100 % にならない。

表 2 所在地

1. 北海道	240 (7.5 %)
2. 東北地方	121 (3.8 %)
3. 東京都	1,225 (38.2 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	269 (8.4 %)
5. 中部地方	290 (9.0 %)
6. 近畿地方	546 (17.0 %)
7. 中国地方	146 (4.5 %)
8. 四国地方	61 (1.9 %)
9. 九州地方	235 (7.3 %)
10. 不明および無回答	77 (2.4 %)
合計	3,210 (100.0 %)

表 3 売上高

1. 1,000万円未満	132 (4.1 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	178 (5.5 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	146 (4.5 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	273 (8.5 %)
5. 1億円以上3億円未満	597 (18.6 %)
6. 3億円以上5億円未満	285 (8.9 %)
7. 5億円以上10億円未満	335 (10.4 %)
8. 10億円以上100億円未満	653 (20.3 %)
9. 100億円以上	540 (16.8 %)
10. 無回答	71 (2.2 %)
合計	3,210 (100.0 %)

表 4 従業員数

1. 5人未満	545 (17.0 %)
2. 5人以上10人未満	407 (12.7 %)
3. 10人以上50人未満	972 (30.3 %)
4. 50人以上100人未満	336 (10.5 %)
5. 100人以上500人未満	528 (16.4 %)
6. 500人以上1,000人未満	108 (3.4 %)
7. 1,000人以上	312 (9.7 %)
8. 無回答	2 (0.1 %)
合計	3,210 (100.0 %)

表 5 企業特性

1. 上場企業（新興市場を除く）	171	（ 5.3 %）
2. 新興市場（ジャスダック、マザーズ等）上場企業	45	（ 1.4 %）
3. その他の有価証券報告書提出企業	47	（ 1.5 %）
4. 上記以外の株式会社	2,229	（ 69.4 %）
5. 有限、合名、合資、合同会社	326	（ 10.2 %）
6. 相互会社、信用金庫、信用組合等	71	（ 2.2 %）
7. 個人事業主	113	（ 3.5 %）
8. その他の法人	203	（ 6.3 %）
9. 無回答	5	（ 0.2 %）
合計	3,210	（ 100.0 %）

表 6 団体等への加盟の有無

1. 加盟している	2,020	（ 62.9 %）
2. 加盟していない	1,095	（ 34.1 %）
3. 無回答	95	（ 3.0 %）
合計	3,210	（ 100.0 %）

表 7 関連する官公庁（複数回答）

1. 公安委員会	442	（ 13.8 %）
2. 金融庁	344	（ 10.7 %）
3. 消費者庁	28	（ 0.9 %）
4. 総務省	78	（ 2.4 %）
5. 国土交通省	919	（ 28.6 %）
6. 法務省	96	（ 3.0 %）
7. 外務省	9	（ 0.3 %）
8. 財務省	144	（ 4.5 %）
9. 文部科学省	20	（ 0.6 %）
10. 環境省	168	（ 5.2 %）
11. 厚生労働省	531	（ 16.5 %）
12. 農林水産省	99	（ 3.1 %）
13. 防衛省	16	（ 0.5 %）
14. 経済産業省	395	（ 12.3 %）
15. 地方自治体	883	（ 27.5 %）
16. その他	13	（ 0.4 %）
17. 無回答	309	（ 9.6 %）
全体	3,210	（ 100.0 %）

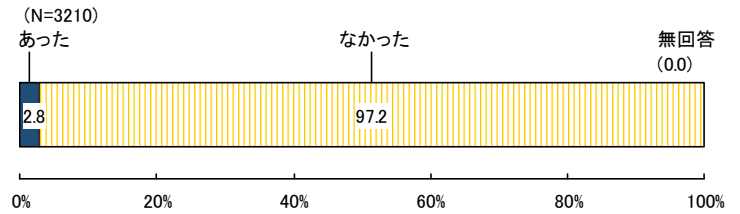
※ 1社で複数の関連する官公庁を回答している企業もあるため、合計は100%にならない。

Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

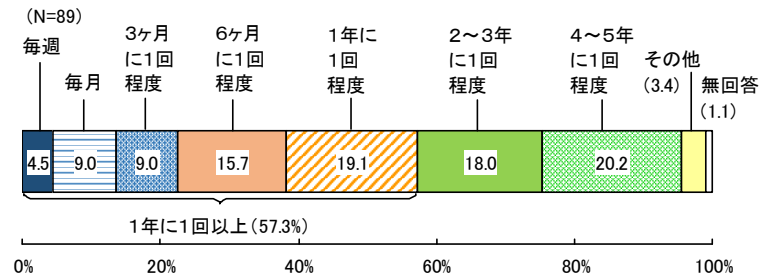
1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の2.8%（89社）であった。



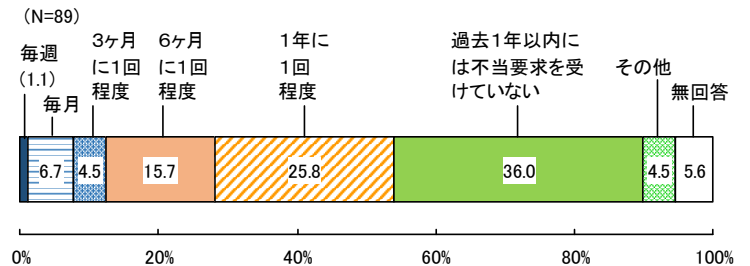
1.2 不当要求の頻度について（過去5年間）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社についてその頻度をみると、「4～5年に1回程度」が20.2%と最も多く、全体の57.3%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。



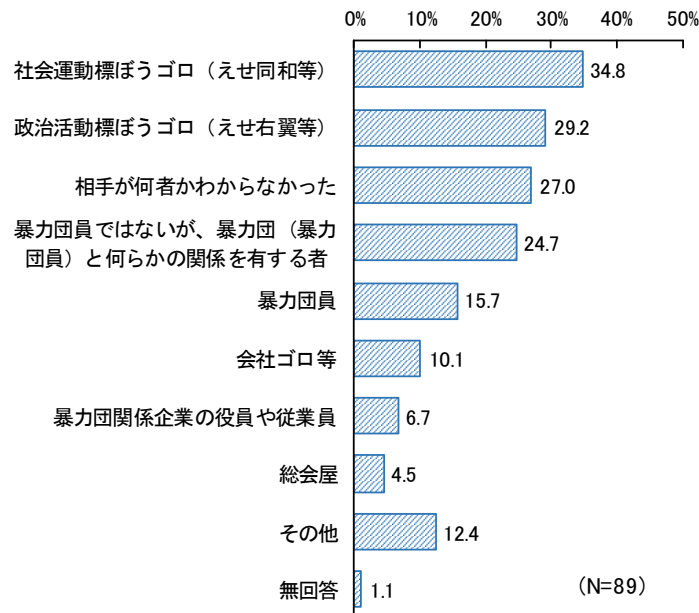
1.3 不当要求の頻度について（過去1年以内）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社のうち、不当要求を受けた期間を過去1年以内に限定すると、その頻度は「1年に1回程度」が25.8%と最も多く、次いで「6ヶ月に1回程度」（15.7%）が多い。



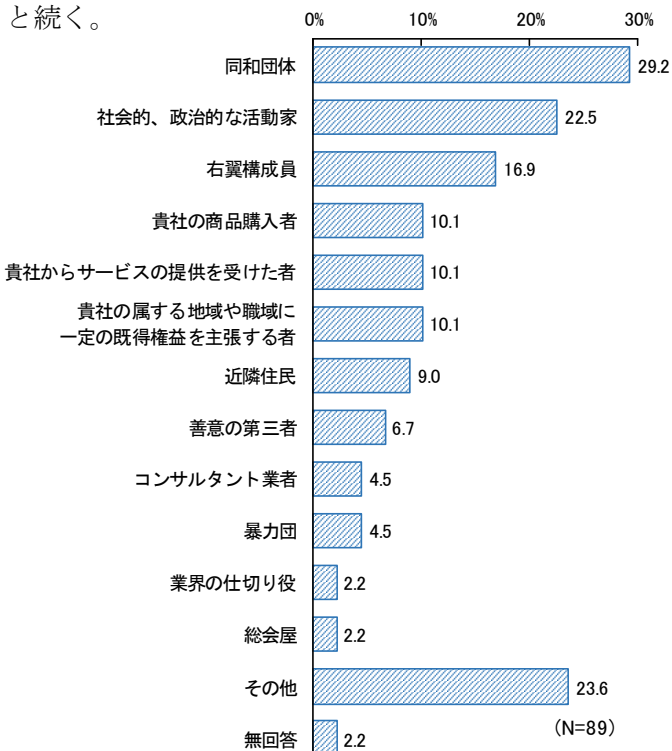
1.4 不当要求の相手方の属性について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」が34.8%と最も多く、以下「政治活動標ぼうゴロ（えせ右翼等）」（29.2%）、「相手が何者かわからなかった」（27.0%）、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」（24.7%）、「暴力団員」（15.7%）と続く。



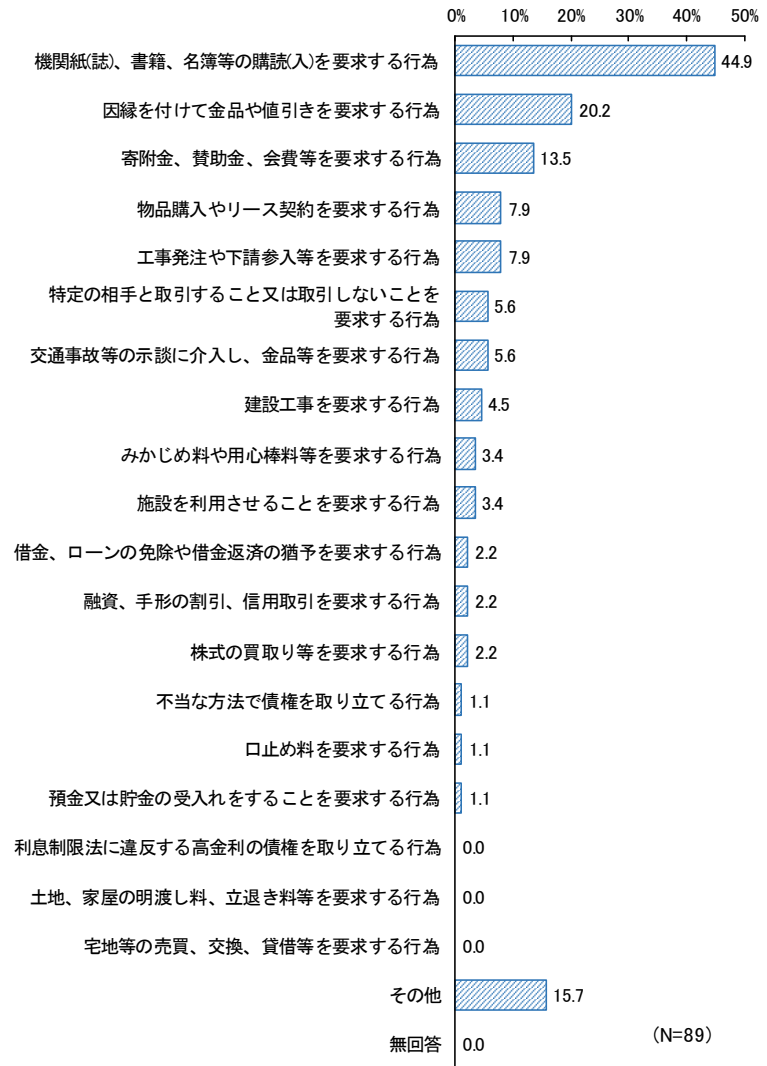
1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「同和団体」が29.2%と最も多く、以下「社会的、政治的な活動家」（22.5%）、「右翼構成員」（16.9%）と続く。



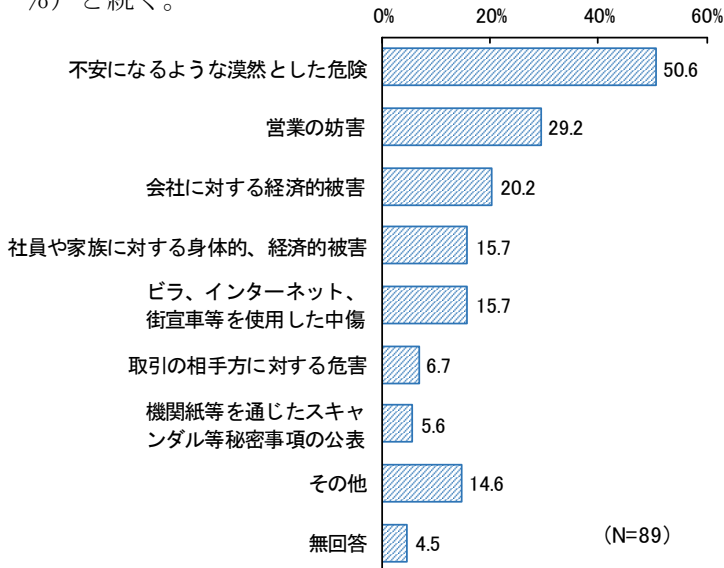
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、不当要求行為の内容をみると、「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」が44.9%と最も多く、以下「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」（20.2%）、「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」（13.5%）と続く。



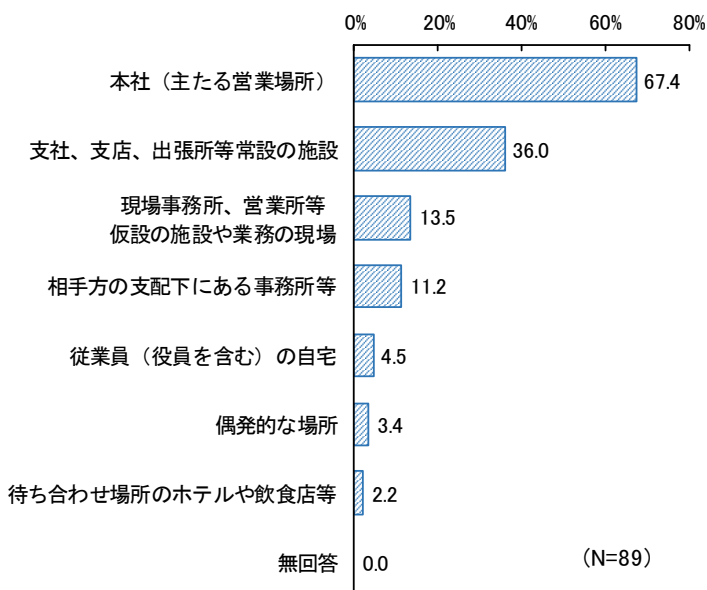
1.7 不当要求の際の具体的な脅しの内容について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、不当要求を拒否した場合にどのような危害を加えられると認識したかをみると、「不安になるような漠然とした危険」が50.6%と最も多く、以下「営業の妨害」(29.2%)、「会社に対する経済的被害」(20.2%)と続く。



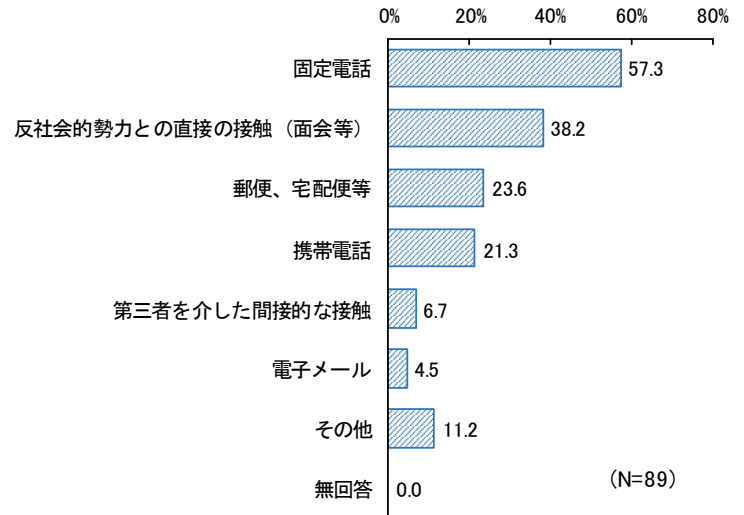
1.8 不当要求を受けた場所について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、不当要求を受けた場所をみると、「本社(主たる営業場所)」が67.4%と最も多く、以下「支社、支店、出張所等常設の施設」(36.0%)、「現場事務所、営業所等仮設の施設や業務の現場」(13.5%)と続き、多くが自社の関係施設において不当要求を受けている。



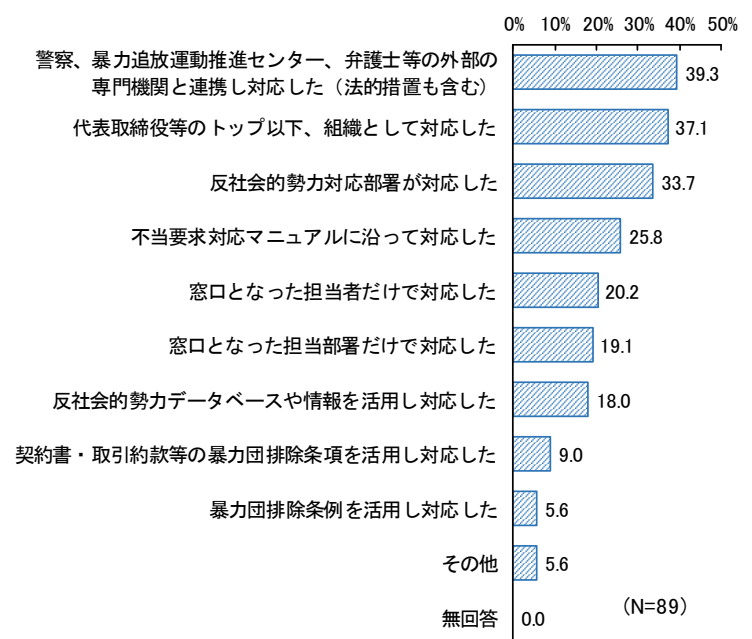
1.9 不当要求の手段について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「固定電話」が57.3%と最も多く、以下「反社会的勢力との直接の接触(面会等)」(38.2%)、「郵便、宅配便等」(23.6%)と続く。



1.10 不当要求への対応状況について (複数回答)

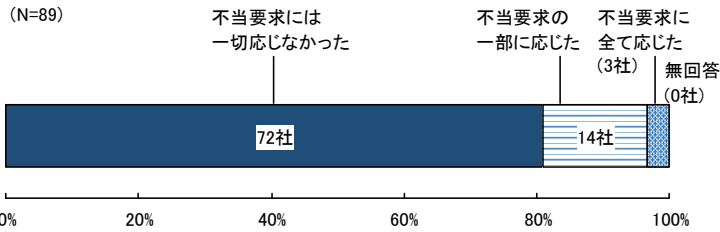
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し対応した(法的措置も含む)」が39.3%と最も多く、以下「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」(37.1%)、「反社会的勢力対応部署が対応した」(33.7%)と続く。



1.11 不当要求への措置結果について

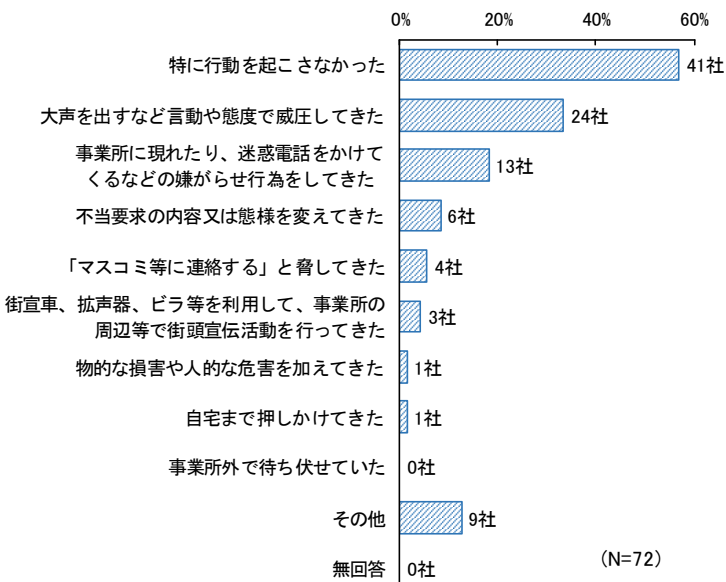
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業89社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が72社(80.9%)となっている。

一方、「不当要求の一部に応じた」が14社、「不当要求に全て応じた」が3社となっている。



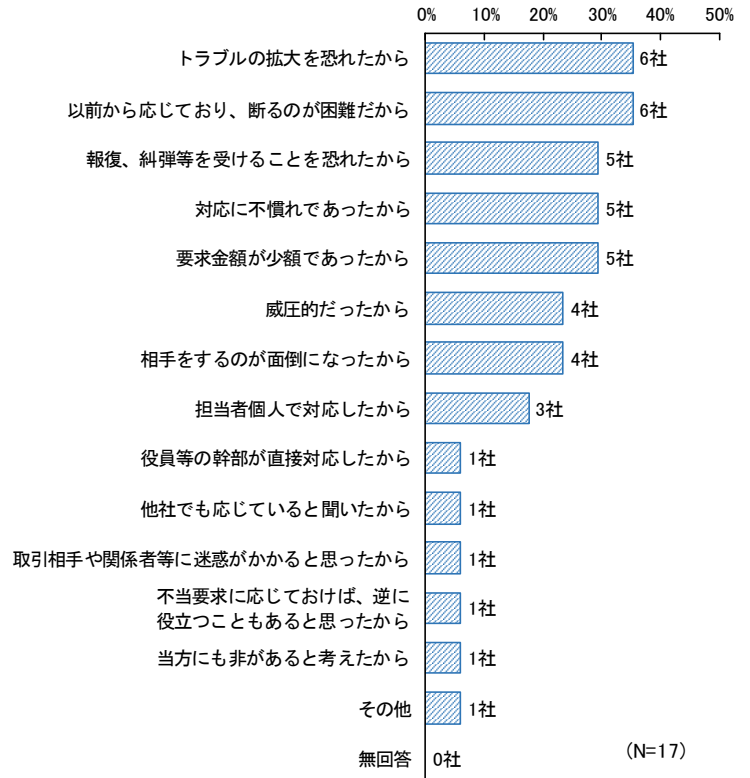
1.12 不当要求に応じなかった時の相手の対応について(複数回答)

「不当要求には一切応じなかった」と答えた企業72社について、不当要求に応じなかった時の相手の対応をみると「特に行動を起こさなかった」が41社と最も多く、以下「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が24社、「事業所に現れたり、迷惑電話をかけるなどの嫌がらせ行為をしてきた」が13社、「不当要求の内容又は態様を変えてきた」が6社と続く。



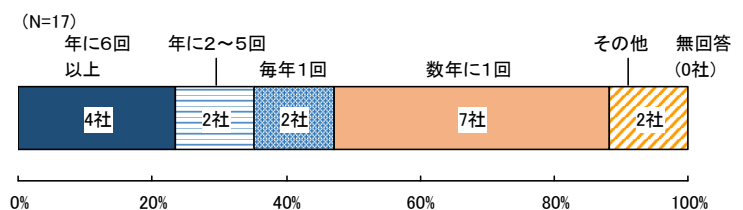
1.13 不当要求に応じた理由について(複数回答)

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業17社について、不当要求に応じた理由をみると、「トラブルの拡大を恐れたから」、「以前から応じており、断るのが困難だから」がともに6社と最も多く、以下「報復、糾弾等を受けることを恐れたから」、「対応に不慣れであったから」、「要求金額が少額であったから」がいずれも5社と続く。



1.14 過去5年間の不当要求に応じた頻度について

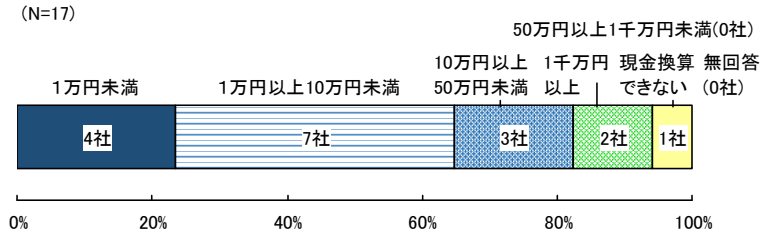
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業17社について、過去5年間に不当要求に応じた頻度をみると、「数年に1回」が7社と最も多く、以下「年に6回以上」が4社、「年に2~5回」、「毎年1回」がともに2社と続く。



1.15 過去5年間に応じた要求額について

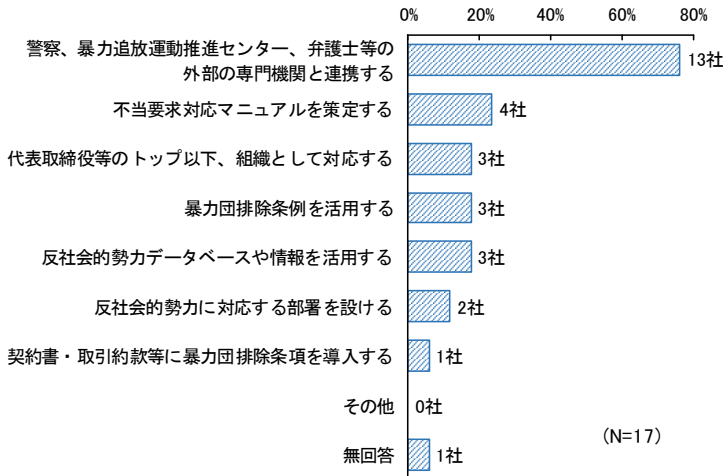
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業17社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円以上10万円未満」が7社と最も多く、10万円未満の要求に応じた企業が11社と過半数を占めた。

一方、1000万円以上の要求に応じた企業は2社である。



1.16 不当要求に応じないための方策について (複数回答)

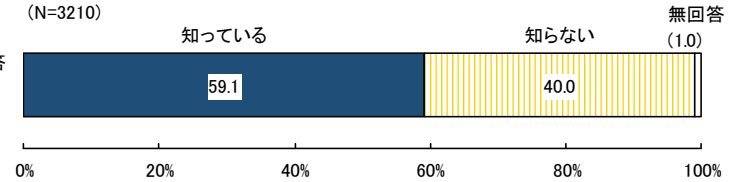
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業17社について、不当要求に応じないための方策を聞いたところ、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携する」が13社と最も多く、次いで「不当要求対応マニュアルを策定する」が4社と続く。



2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

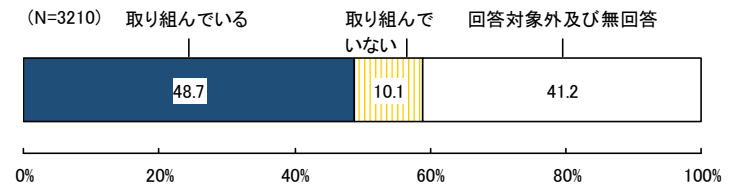
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は59.1% (1,896社)、「知らない」は40.0% (1,283社)となっている。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

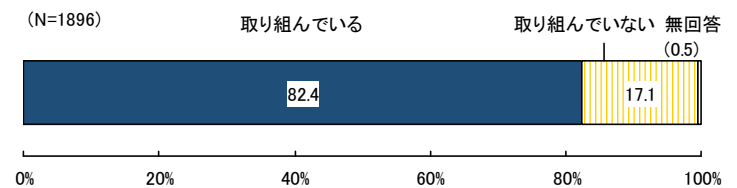
本アンケートにおける全回答企業3,210社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は48.7% (1,562社)、「取り組んでいない」は10.1% (325社)となっている。

【アンケート全回答企業】



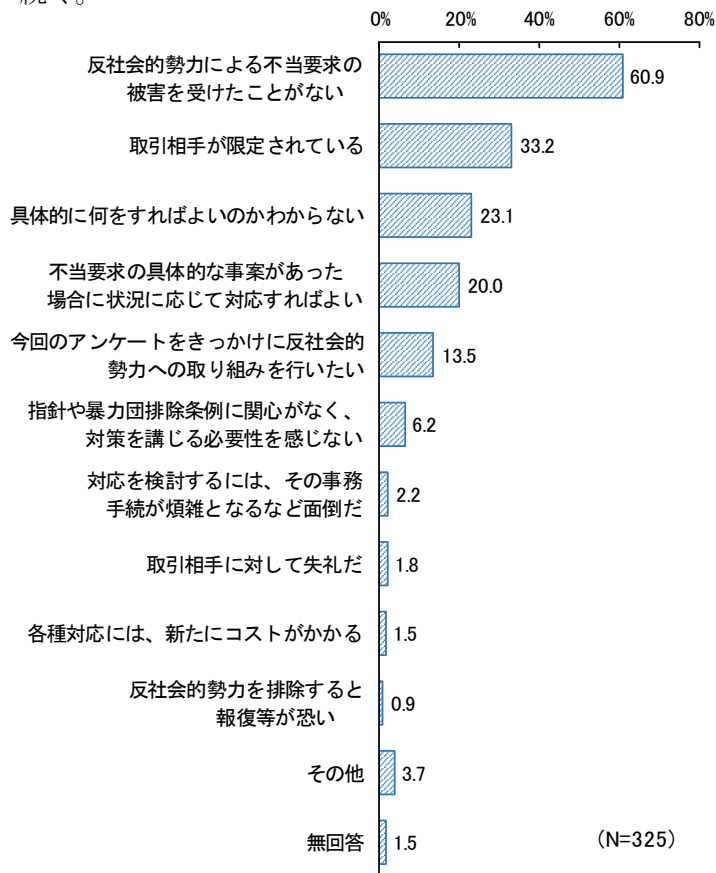
「指針」を知っている企業1,896社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は82.4%、「取り組んでいない」は17.1%となっている。

【「指針」を知っている企業】



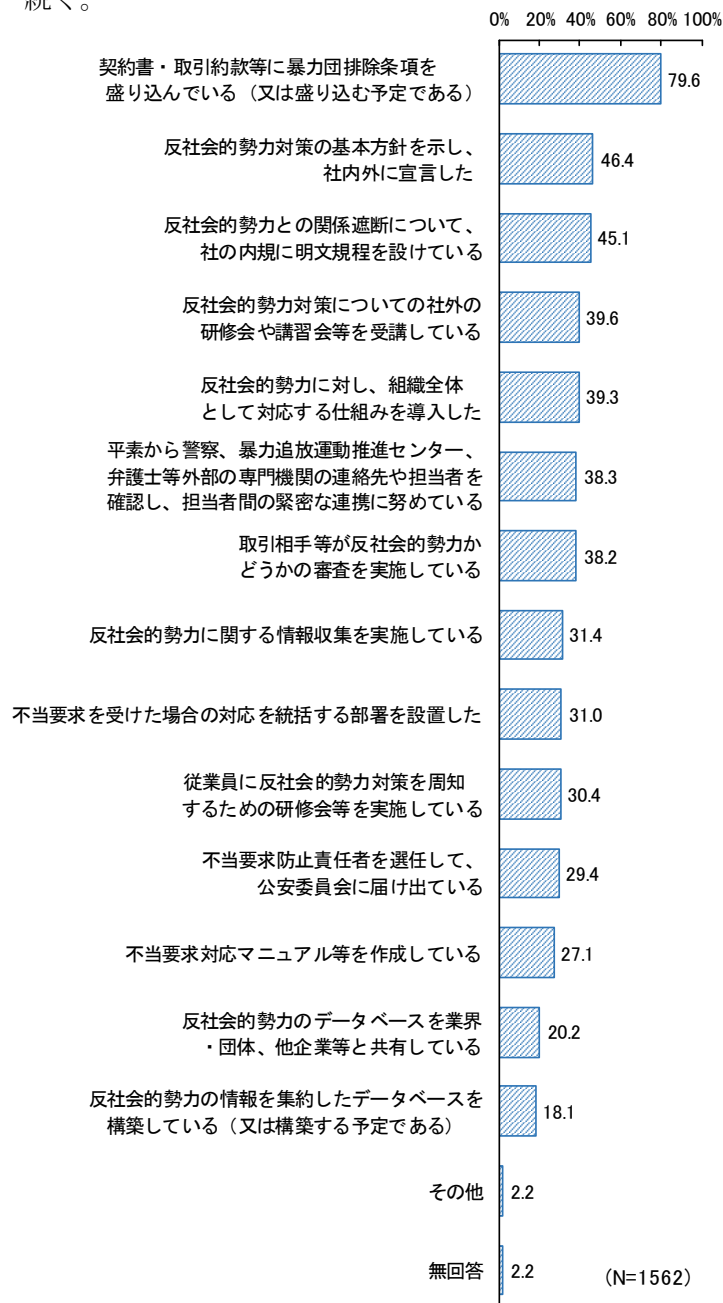
2.3 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由について（複数回答）

「指針」に沿った取組みを行っていない企業 325 社について、その理由をみると、「反社会的勢力による不当要求の被害を受けたことがない」が 60.9%と最も多く、以下「取引相手が限定されている」（33.2%）、「具体的に何をすればよいかわからない」（23.1%）と続く。



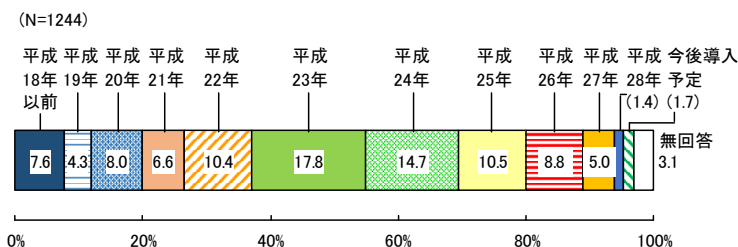
2.4 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業 1,562 社について、その取組内容をみると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」が 79.6%（1,244 社）と最も多く、以下「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」（46.4%）、「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」（45.1%）と続く。



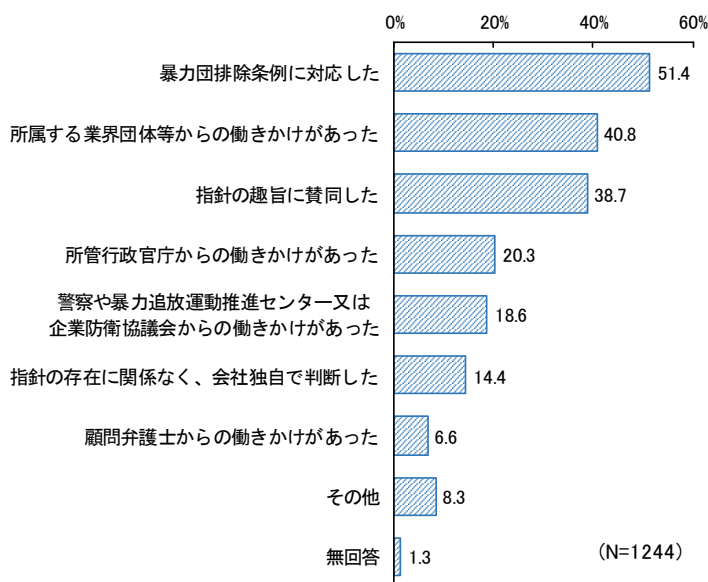
2.5 暴力団排除条項の導入時期について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業1,244社について、暴力団排除条項の導入時期をみると、「平成23年」が17.8%と最も多く、「指針」が公表された平成19年から平成24年までの5年間に導入した企業が約6割以上を占める。



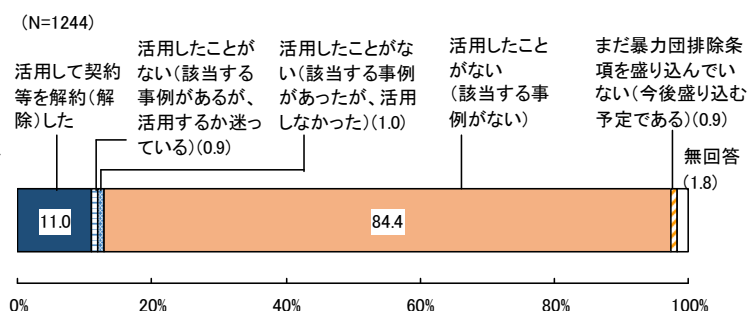
2.6 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について (複数回答)

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業1,244社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が51.4%と最も多く、以下「所属する業界団体等からの働きかけがあった」(40.8%)、「指針の趣旨に賛同した」(38.7%)と続く。



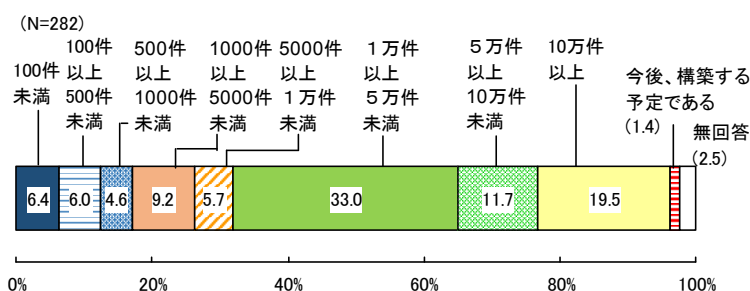
2.7 暴力団排除条項の活用について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業1,244社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は11.0%であった。



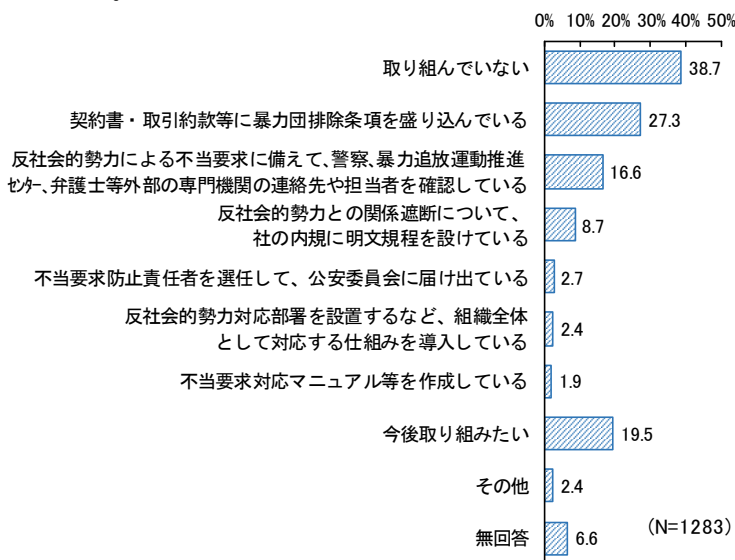
2.8 データベースの構築状況について

前記2.4で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している（又は構築する予定である）」と答えた企業282社について、情報の蓄積件数をみると、「1万件以上5万件未満」が33.0%と最も多く、1万件以上の情報の蓄積件数を有する企業が全体の6割以上を占める。



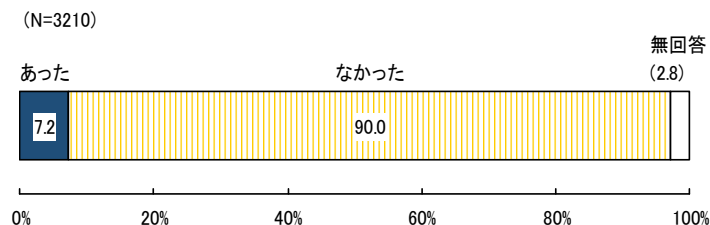
2.9 「指針」を知らない企業の反社会的勢力による被害を防止するための取組について（複数回答）

「指針」を知らない企業 1,283 社について、反社会的勢力による被害を防止するための取組をみると、「取り組んでいない」が 38.7 % と最も多く、以下「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる」（27.3 %）、「反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関の連絡先や担当者を確認している」（16.6 %）と続く。なお、「今後取り組みたい」は 19.5 % となっている。



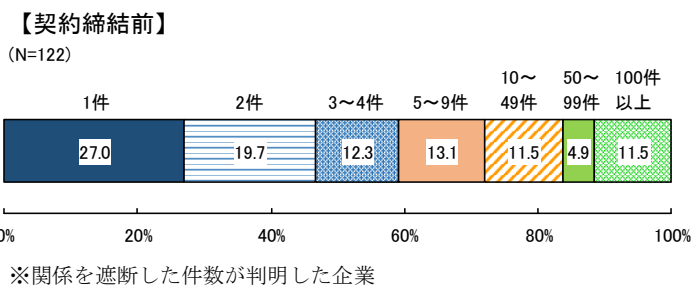
2.10 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は 7.2 %（231 社）であった。

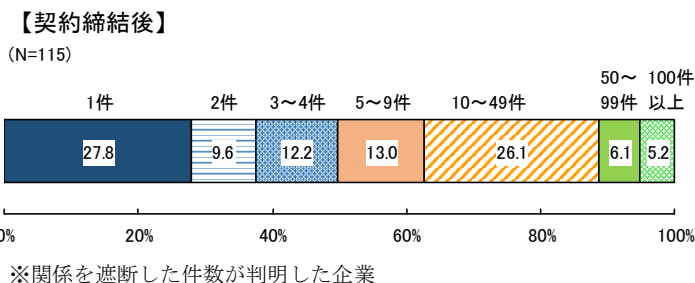


2.11 関係を遮断した件数について

関係遮断を検討したことがある企業 231 社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前では「1件」が 27.0 % と最も多く、以下「2件」（19.7 %）、「5～9件」（13.1 %）と続く。

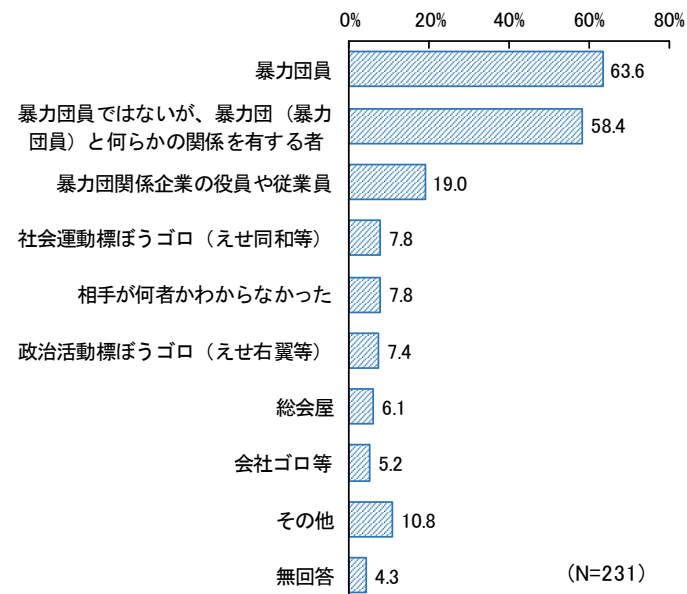


また、契約締結後では「1件」が 27.8 % と最も多く、以下「10～49件」（26.1 %）、「5～9件」（13.0 %）と続く。



2.12 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがある企業 231 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員」が 63.6 % と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」（58.4 %）、「暴力団関係企業の役員や従業員」（19.0 %）と続く。

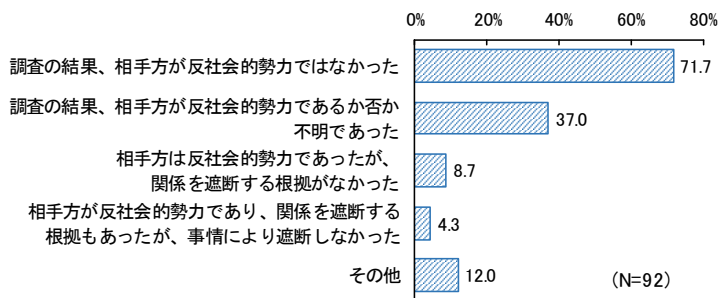


2.13 関係を遮断しなかった理由について

(複数回答)

関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業についてその理由をみると、契約前では「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が71.7%と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」(37.0%)、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」(8.7%)、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」(4.3%)と続く。

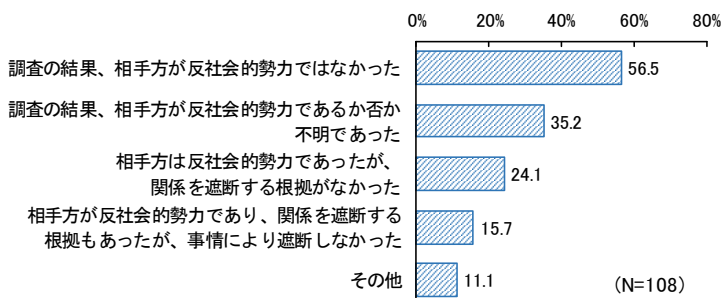
【契約前の事例】



※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業

また、契約後でも契約前と同様に「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が56.5%と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」(35.2%)、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」(24.1%)と続く。

【契約後の事例】

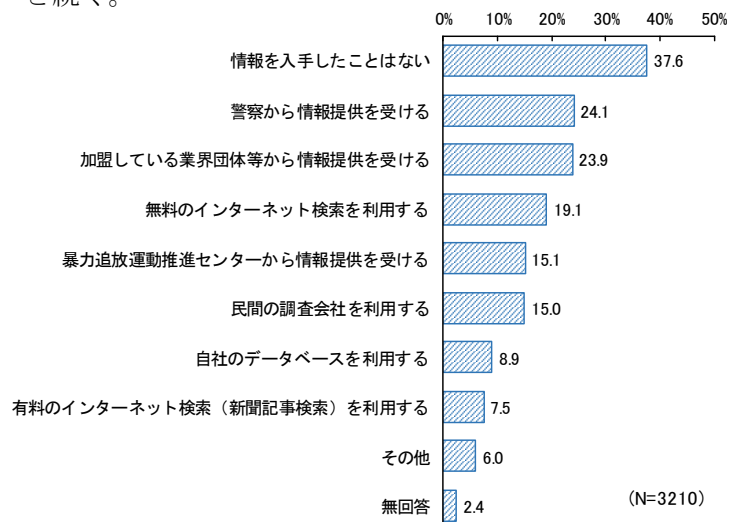


※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業

2.14 暴力団情報の入手方法について(複数回答)

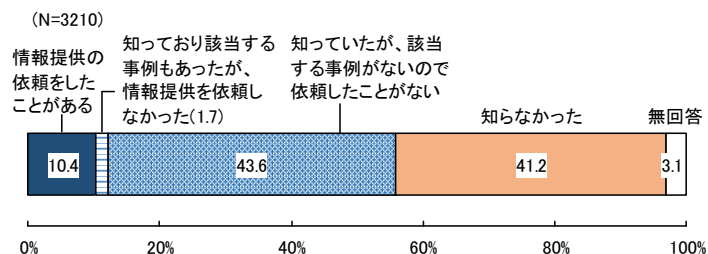
取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は37.6%であった。

一方、入手する方法について、「警察から情報提供を受ける」が24.1%と最も多く、以下「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」(23.9%)、「無料のインターネット検索を利用する」(19.1%)、「暴力追放運動推進センターから情報提供を受ける」(15.1%)と続く。



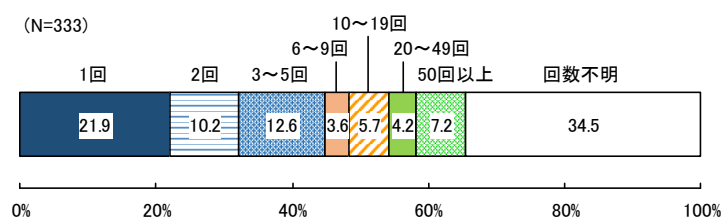
2.15 警察の暴力団情報提供について

警察の暴力団情報の提供について、「情報提供の依頼をしたことがある」とする企業の割合は10.4%(333社)、「知っており該当する事例もあったが、情報提供を依頼しなかった」は1.7%、「知っていたが、該当する事例がないので依頼したことがない」は43.6%となっている。これらを合計すると、警察の暴力団情報の提供を知っていた割合は55.7%であった。



2.16 警察の暴力団情報提供の回数について

警察に暴力団情報の提供を依頼したことがある企業333社の依頼回数をみると、「1回」が21.9%と最も多く、以下「3～5回」(12.6%)、「2回」(10.2%)と続く。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関 一般社団法人輿論科学協会
